

**「2026 但馬の歴史と物語を生かした新しいまちづくり」業務委託
公募型プロポーザル募集要項（案）**

1 趣旨

本業務で実施するイベントの舞台である兵庫県美方郡新温泉町（以下「新温泉町」という。）は、県の北西部に位置し、北は日本海、東と南は香美町、西は鳥取県に接しており、海や山などを包含する豊かな自然環境に恵まれている。平成22年10月には、新温泉町沿岸部を含めた山陰海岸ジオパークがユネスコ世界ジオパークに認定された。

また、県の景観の形成等に関する条例に基づく景観形成地区に湯・細田地区や浜坂味原川地区の2地区が指定されており、良好な景観の形成が図られている。さらに、令和7年度には、諸寄地区の「中藤田家住宅」が同条例に基づく景観形成重要建造物等に登録されるなど、良好な景観を生かしたまちづくりが期待されている。

湯・細田地区は、千数百年前に発見されたと伝えられている古湯で、近郷・近在の湯治場として繁栄し、浜坂味原川地区は、北前船などの海運による商業地として栄え、かつての浜坂の歴史と文化の空気をよりよく残している。

また、諸寄地区は、北前船の上り下りの風待ち・潮待ち港として栄え、北前船寄港地・船主集落として日本遺産に登録されるなど地域の歴史的特徴を今に伝えている地区である。

しかしながら、いずれの地区も近年は少子高齢化、空き家・空き店舗の増加などにより地域活力の低下が懸念されているが、伝統産業の針文化を生かした、レコード音楽が息づくまちづくりが行われるなど、地域資源を活かした民間主体のまちづくりが芽生えつつある。

そこで、新温泉町のまち並み・歴史・文化が融合した効果的な「謎解きまち歩き」プログラムを開発することにより、地域活性化に繋げることを目的とする。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

2026但馬の歴史と物語を生かした新しいまちづくり業務

(2) 実施場所

新温泉町内にある次のいずれかの地区を含む地域※（別紙1「実施場所」参照）

ア 湯・細田地区

イ 浜坂味原川地区

ウ 諸寄地区

※複数地区の選択も可

(3) 委託業務の内容

別紙2「「2026但馬の歴史と物語を生かした新しいまちづくり」業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 業務委託料

4,500千円以内（消費税及び地方税相当額を含む。）

3 応募資格

本業務の契約相手方を特定するための公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に応募することができる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

- (1) 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けていること。
- (3) 業務の実施にあたり、兵庫県との打合せ等に適切に対応することができること。
- (4) 労働関係法令を遵守し、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 3 条に規定する最低賃金額（同法第 7 条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額）以上の賃金の支払その他特定労働者の適正な労働条件を確保していること。
- (5) 次のいずれかに該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者

イ 応募図書（5 に掲げる書類をいう。以下同じ。）の受付期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

エ 県が賦課徴収する全ての県税を滞納している者

オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体

カ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者

4 公募スケジュール

手続等	年月日
(1) 公募開始	令和 8 年 7 月 14 日 (火)
(2) 質疑の受付	令和 8 年 7 月 14 日 (火)～ 7 月 22 日 (水) 午後 5 時まで
(3) 質疑に対する回答	令和 8 年 7 月 29 日 (水)
(4) 応募表明書の提出	令和 8 年 8 月 5 日 (水) 午後 5 時まで
(5) 応募図書の提出	令和 8 年 8 月 12 日 (水) 午後 5 時まで
(6) 公募型プロポーザル審査会開催 (プレゼンテーション、受託候補者の特定)	令和 8 年 8 月中旬 (予定)
(7) 契約の締結	受託候補者決定後、速やかに

5 応募の手続等

(1) プロポーザルの応募意思の確認

本プロポーザルへの応募を予定する者は、応募表明書【様式1】を提出すること。

ア 提出方法：電子メール（必ず電話で着信確認を行うこと。）

イ 提出期限：令和8年8月5日(水) 午後5時まで

ウ 提出先（事務局）：兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築課

電 話：0796-26-3755

E-mail：toyookadoboku@pref.hyogo.lg.jp

(2) 応募図書の提出

ア 提出図書

名 称	所定様式	任意様式	部数
(ア) 応募申請書	様式2	—	1 部
(イ) 応募者概要	様式3	—	10部
(ウ) 応募者業務実績	様式4	—	10部
(エ) 業務実績を証明するもの（契約書等）のコピー	—	○	1 部
(オ) 企画提案書	—	○	10部
(カ) 経費積算見積書	様式5	—	10部
(キ) 本県の県税事務所が発行する納税証明書 ※本県での課税実績がない場合は誓約書【様式6】	左記の とおり	—	1 部

○ 企画提案書について

企画提案書は、次に掲げる【記載内容】について、文章や図表等を用いて視覚的にわかりやすく提案すること。なお、文字サイズは10ポイント以上とし、A4用紙縦で4ページ以内にまとめること。

【記載内容】

1 業務実績

2 業務実施計画

(1) 工程

(2) 体制等

本業務に従事を予定している者（以下「従事予定者」）などの具体的な業務実施体制を提案するほか、従事予定者ごとに次の事項を記載すること。

ア 本業務での役割

イ 専門分野

ウ 地方公共団体等が発注した、まちづくりに関する業務等の従事実績

3 謎解きイベント及びシナリオの概略

謎解きイベントとそのシナリオの概略を提案するほか、イベント効果の最大化が期待できる次の事項とその考え方を記載すること。

(1) 実施時期及びその期間

(2) 実施場所

(3) 参加者のターゲット層

(4) 広報手段等

4 本業務の効果を高める提案

- (1) イベント参加者等の公共交通機関の利用を促す提案
- (2) 次年度以降の地域団体等の利用を考慮した、利用しやすいプログラム及びシステムの提案。なお、既存システムを使用する場合は、次年度以降に使用する際の使用料などについて示すこと。
- (3) その他本業務の効果を高める提案（自由提案）

イ 提出方法：持参又は郵送

ウ 提出期限：令和8年8月12日(水) 午後5時まで

(3) 提出先及び留意事項

ア 提出先（事務局）：兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築課

電 話：0796-26-3755

E-mail：toyookadoboku@pref.hyogo.lg.jp

イ 留意事項

持参の場合は、午前9時から正午まで又は午後1時から5時までの間とすること（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

郵送による場合は、あらかじめ電話等により事務局に連絡した上で、書留郵便など配達記録が残る方法により、提出期限内に事務局に必着するよう提出すること。

なお、提出された書類等に変更が生じた場合には、変更した書類等を提出期限までに事務局に提出すること。

6 質疑・回答について

本プロポーザルに関する質疑については、以下のとおりとする。

(1) 質疑の受付

ア 提出書類：質疑書【様式7】（ワード形式で作成すること。）

イ 提出方法：電子メール（必ず電話で着信確認を行うこと。）

ウ 提出期限：令和8年7月22日(水) 午後5時まで

エ 提出先（事務局）：兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築課

電 話：0796-26-3755

E-mail：toyookadoboku@pref.hyogo.lg.jp

(2) 質疑に対する回答

質疑の内容及びそれに対する回答については、令和8年7月29日(水)までに全ての応募者に対して、電子メールで通知する。

7 応募の辞退について

応募表明書【様式1】提出後、辞退する場合は、応募辞退届【様式8】を使用し、速やかに以下のとおり提出すること。

(1) 提出書類：応募辞退届【様式8】

(2) 提出方法：電子メール（必ず電話で着信確認を行うこと。）

(3) 提出先（事務局）：兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築課

電 話：0796-26-3755

E-mail：toyookadoboku@pref.hyogo.lg.jp

8 審査

(1) 審査の方法

ア 契約相手方の特定を行うため、公募型プロポーザル審査会を設置する。審査会において、原則として応募者によるプレゼンテーションを実施する。実施する場合は、応募者に対して別途通知する。

イ 以下の項目について審査の上、契約相手方を選定する。

評価項目	評価基準	
	評価の視点	配点
1 応募者実績	(1) 提案された実施場所での業務に支障はないか。 (2) 本業務にあたり、十分な実績があるか。	10
2 業務実施計画	(1) 適正な業務工程が設定されているか。 (2) 適切な業務体制が整備されているか。	20
3 シナリオ及びイベント概略	(1) まちづくり、歴史、文化を活かしたプログラム（イベント、シナリオ）となっているか。 (2) 地域の特性を生かして魅力を体験、実感できるプログラム（イベント、シナリオ）となっているか。 (3) 設定したターゲット層に対応した、効果的な広報や情報発信の手段がとられているか。	40
4 本業務の効果を高める提案	(1) 参加者等の公共交通機関の利用促進が期待できる提案となっているか。 (2) 次年度以降、利用しやすいプログラム（イベント、シナリオ）及びシステムとなっているか。 (3) 優れた自由提案がなされているか。 (4) 地域への思いや熱意が感じられたか。	30
合 計		100

(2) 審査の結果の連絡

審査の結果は、各応募者に対して電子メールで通知する。

9 審査対象からの除外

次の事項のいずれかに該当する応募者は、審査の対象から除外する。

- (1) 3の応募資格を満たさなくなったとき。
- (2) 提出した資料に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 提出期限までに応募書類の提出がなかったとき。
- (4) 経費積算見積書の見積金額が業務委託料の限度金額を超えているとき。
- (5) 不正行為があったとき。

10 その他（留意事項等）

- (1) 応募に係る経費は応募者の負担とし、提出された書類の返却は行わない。
- (2) 応募する提案は各者1提案に限る。
- (3) 応募者が多数の場合、事務局において8(1)イの評価項目等に基づき事前審査を行い、審査会に諮る応募者を選定する。

- (4) 応募者が1者の場合、審査会において応募者業務実績及び企画提案書の内容について審査・評価の上、当該応募者が仕様書に定めた業務を適切に実施することができると認められる場合においては、同者を受託候補者として特定するものとする。
- (5) 契約締結は審査結果通知後速やかに行うものとし、契約締結後は速やかに契約書及び仕様書に従って本業務を実施する。
- (6) 受託者が契約書に記載する条項に違反したときは、当該契約の全部又は一部を解除、代金の支払を停止し、及び受託者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求めることがある。
- (7) 企画提案書に記載した従事予定者は、原則として変更できない。ただし、病気休暇等のやむを得ない理由により、これを変更する場合は、当該従事予定者と同等以上の能力を有すると県が認めた者でなければならない。
- (8) 県は受託候補者が特定された後、同者と協議の上、同者の提案内容を踏まえた業務委託仕様等の変更を行うことができる。
- (9) 本業務により制作される成果物等の著作権、所有権は、全て県に帰属するものとする。納入される成果物に第三者が著作権、肖像権その他の権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾等に関わる一切の手続きを行う。
- (10) 受託者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を本業務終了後5年間保存すること。
- (11) プロポーザル及び本業務上で知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。
- (12) 個人情報の取り扱いについては、別紙3「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (13) 本業務における情報セキュリティ対策のために、「兵庫県情報セキュリティ対策指針」及びその実施手順を遵守すること。
- (14) 本業務において、生成AI[※]を利用する場合は第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害しないこと。

※ 人工的な方法により学習、推論、判断等の知的機能を備え、かつ、質問その他のコンピュータに対する入力情報に応じて当該知的機能の活用により得られた文章、画像、音声等の結果を自動的に出力するよう作成されたプログラム及び当該プログラムと連携して動作するプログラム

11 事務局（問合せ先）：兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築課

電 話：0796-26-3755

E-mail：toyookadoboku@pref.hyogo.lg.jp